

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会2-①)

施策名	特定個人情報の適正な取扱いの推進					
施策の概要	<p>○行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行う。</p> <p>○特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)について、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトにて国民による評価書の閲覧を可能にする。</p> <p>○マイナンバー法第9条第2項の地方公共団体が条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)の情報連携に係る届出を受け付け、総務大臣に通知するとともに、地方公共団体における独自利用事務の情報連携の活用を促進する。</p>					
達成すべき目標	<p>○継続的に、行政機関等や民間企業におけるマイナンバーの適正な取扱いがなされるための監視・監督活動を行い、マイナンバー制度の安心・安全及び国民の信頼を確保する。</p> <p>○評価実施機関における保護評価制度の適切な運用の確保により、特定個人情報の適正な取扱いを促すとともに、国民からの信頼の確保を図る。</p> <p>○独自利用事務の情報連携の活用により、地方公共団体の行政手続における添付書類を削減し、国民の利便性を向上させる。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,279.3	1,252.1	1,714.9	1,666.8
		補正予算(b)	-	-	79.5	-
		繰越し等(c)	-15.0	1.2	-102.0	-
		合計(a+b+c)	1,264.3	1,253.3	1,692.4	-
執行額(百万円)	1,240.0	1,242.9	1,470.6	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	1 特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会・特定個人情報安全管理措置セミナーについて参考になったとする割合	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	ハ
		-	-	-	97%	-	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	100%	100%	-	
		注:令和2年度は、説明会及びセミナーの開催要望がなく、説明会及びセミナーを開催できなかった。						
	2 立入検査の実施件数	基準値	実績値				目標	達成※
		令和元年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		-	27件	85件	48件	23件	-	
	年度ごとの目標値	-	14件	60件	50件	-	-	
	3 年度末時点における評価対象事務数	基準値	実績値				目標	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		-	32,235件	32,403件	32,655件	33,748件	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	4 当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率	基準値	実績値				目標	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
-		100%	100%	100%	100%	100%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
5 定期的な報告の分析等	施策の進捗状況(実績)			目標			達成※	
	<p>地方公共団体等における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及びHDD等の更新に係るデータの削除または廃棄の実施状況等について報告を求め、分析を行った。</p> <p>分析を行った結果、報告された項目についてはおおむね必要な措置が講じられていることが確認できたものの、専門的知識を有する人材が不足していること等により、一部の取組が十分にできていない団体も一部存在することがわかった。</p> <p>上記の分析結果を踏まえ、安全管理措置等の実施のための参考となる情報提供を積極的に行うとともに、検査等を通して管理体制の底上げを図るための指導を行った。</p>			令和2年度			イ	
<p>地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応(ガイドラインやQ&amp;Aの改正)を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。</p>								

	6 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		戸籍法改正による取得番号の取扱いの変更、デジタル手続法の一部施行による通知カード取扱いの変更についてガイドライン及びQ&Aの改正を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により増加したテレワーク下で特定個人情報を取扱う上での留意点等についてHP上でQ&Aを公表し、啓発を行った。	令和2年度	イ
		適時適切な周知と資料への反映等		
	7 特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		指針及び指針の解説を改正し、クラウドサービスの利用に当たり考慮すべきリスク対策等の記載を明確化するとともに、評価実施機関からの要望を踏まえ、評価書の記載要領において、法令上の根拠等の記載内容の簡素化を実施した。また評価実施機関への通知文の発出、ホームページへの掲載等により、速やかに周知を行った。	令和2年度	イ
		マイナンバー法の規定に基づき指針の再検討を実施		
8 独自利用事務の情報連携に係る届出の処理	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※	
	令和2年度においては、242の地方公共団体からの独自利用事務の情報連携に係る届出504件を確認し、延べ617件の不備を指摘した結果、委員会規則で定める要件を満たしていることを確認し、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保することができた。	令和2年度	イ	
	独自利用事務の情報連携に係る届出について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)で定める要件を満たしているかどうかを確認することにより、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する。			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>&lt;特定個人情報の取扱いに関する監視・監督&gt;          オフサイト・モニタリングの手法を活用した立入検査や、テレワーク下での特定個人情報の取扱いについての啓発の実施及び、対象機関の業務遂行に配慮し期間を延長して定期的な報告を実施する等、新型コロナウイルス感染症の影響下においても可能な限りの監視・監督活動を実施し特定個人情報の適切な取扱いの推進を図ることで、マイナンバー制度の安心安全と信頼の確保に資することができた。</p> <p>&lt;特定個人情報保護評価制度の適切な運用&gt;          「測定指標」欄のとおり、保護評価制度の適切な運用の確保のための取組を行い、国民による評価書の閲覧が可能な環境の提供を行つとともに評価実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを促すことができたため。</p> <p>&lt;独自利用事務&gt;          「測定指標」欄のとおり、委員会規則で定める要件を満たしていることを確認することで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保することができたため。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p>	<p>&lt;特定個人情報の取扱いに関する監視・監督&gt;  測定指標1:説明会・セミナーについては地方公共団体等の要望に応じて開催しているが、令和2年度は要望がなかったため、開催することができなかった。  測定指標2:立入検査については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ目標設定を見送り、一時立入検査を自粛したが、オフサイト・モニタリングの手法を活用して第二四半期より行政機関等への定期検査(委員会規則により概ね2年に1度実施することとしており、過去の実施状況を踏まえ対象を抽出)を再開し、第4四半期には地方公共団体の検査(過去に検査を実施していない政令市等を抽出)も実施し、結果として実施件数は23件となった。検査にあたっては、検査先の事務負担に配慮しながら、実地での検査と同等の検査精度を確保するため、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な検査資料を確実に収集するよう努めた。その結果、安全管理措置の不備等を指摘し改善を求め、特定個人情報の適切な取扱いを推進することができた。  測定指標5:定期的な報告については、期間を延長しつつ実施し必要な分析を行い、一部の取組が十分にできていない団体も一部存在することがわかった。  上記の分析結果を踏まえ、安全管理措置等の実施のための参考となる情報提供を積極的に行うとともに、検査等を通して管理体制の底上げを図るための指導を行うことで、特定個人情報の適切な取扱いの推進を図った。  測定指標6:ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等については、マイナンバー法の改正に遅滞なく対応し、ガイドライン及びQ&amp;A等の改正を行った。また、テレワーク下での特定個人情報の取扱いについても委員会HPを通じて国民に対していち早く情報提供を行い、マイナンバー制度の安心安全と信頼の確保に寄与した。</p> <p>&lt;特定個人情報保護評価制度の適切な運用&gt;  測定指標3:令和2年度においては、14の評価実施機関に対し、特定個人情報保護評価の運用に関する相談(評価書の修正又は再実施の判断の支援)について対応した結果、評価実施機関が適切に修正された評価書を提出・公表したことで、保護評価制度の適切な運用を確保し、特定個人情報の適正な取扱いを促した。また、令和3年3月31日時点において、評価実施機関は、33,748件の事務について特定個人情報保護評価書を公表している。  測定指標4:保護評価システムの適切な運用保守を行い、システム稼働率100%を達成することで、保護評価機関や国民がいつでも評価書を提出、公表及び参照可能な環境を確保し、国民からの信用の確保を図った。  測定指標7:これまでの保護評価の実績や国際的動向等を踏まえ、特定個人情報保護評価指針等を改正し、評価実施機関に通知等で周知することで、評価実施機関において、保護評価制度の適切な運用を確保し、特定個人情報の適正な取扱いを促した。</p> <p>&lt;独自利用事務の情報連携&gt;  測定指標8:令和2年度においては、委員会は、令和3年2月以降の情報連携について89の地方公共団体から163件の届出が、令和3年6月以降の情報連携について113の地方公共団体から254件の届出が、さらに令和3年10月以降の情報連携について40の地方公共団体から87件の届出があり、それぞれについて委員会規則で定める独自利用事務の情報連携に必要な要件を満たしていることを確認することで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な扱いを確保した。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>&lt;特定個人情報の取扱いに関する監視・監督&gt;  【施策】  引き続き行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対し、適時適切な周知と資料への反映等を行うとともに、立入検査や定期的な報告の実施等を通じ、特定個人情報のより一層の適正な取扱いの確保を図る。  【測定指標】  説明会・セミナーの開催が困難である中で、委員会としてさらなる特定個人情報の適正な取扱いの推進を図るため、インシデント対応訓練の結果も測定指標に加えることを検討する。</p> <p>&lt;特定個人情報保護評価制度の適切な運用&gt;  【施策】  引き続き、国民からの信頼を得るために、改正指針の周知や相談などにより、評価実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを促す。  【測定指標】  測定指標「4 当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率」については、委員からの指摘を踏まえ検討した結果、毎年度目標を達成しており、今年度以降も滞りなく目標を達成できる見込みであることから、測定指標に馴染まないため削除することとする。</p> <p>&lt;独自利用事務の情報連携&gt;  【施策】  引き続き、特定個人情報の適切な取扱いを確保するために、独自利用事務の情報連携の届出について、委員会規則で定める要件を満たしているか確認を行う。  また、届出書をシステム上で受付・管理する等の機能を持った独自利用事務システムを整備することで、行政事務の効率性・正確性の向上の更なる向上を図るとともに、地方公共団体に対する制度や効果の周知等を通じて一層の独自利用事務の活用促進を図る。  【測定指標】  独自利用事務の情報連携に係る届出の処理を引き続き測定指標として用いることで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。)</li> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)</li> <li>・「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&amp;A」</li> <li>・令和2年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について</li> <li>・令和2年度個人情報保護委員会年次報告</li> <li>・令和2年度検査計画</li> <li>・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日)</li> <li>・特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)</li> <li>・特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日)</li> <li>・令和2年度個人情報保護委員会年次報告</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年12月15日)</li> </ul>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>総務課、参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	-----------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の表記については次の通り。  
イ: 達成指標の目標を達成した場合  
ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合  
ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会2-②)

施策名	個人情報に関する広報・啓発の推進					
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					
達成すべき目標	平成27年改正法により、新たに法の適用対象となった中小事業者等の法制度の理解促進及び消費者のリテラシーの向上					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	90.9	58.0	68.0	72.5
		補正予算(b)	-	-	46.2	-
		繰越し等(c)	29.3	-	-46.2	46.2
		合計(a+b+c)	120.2	58.0	68.0	
執行額(百万円)	83.7	42.0	46.0			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 ウェブサイトのアクセス件数	基準値	実績値				目標値	達成※
		26年度(27年1~3月平均)	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	-
		528,724件	901,492件	881,361件	802,182件	340,630件		
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度同程度	前年度同程度	前年比10%増(374,693件)	
	注: 令和2年度に、ウェブサイトのページビューの集計方法を変更したため、同年度の件数と元年度以前の件数との比較はできない。							
	2 説明会の理解度等	基準値	実績値				目標	達成※
-		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	-	
-		-	-	94%	-			
年度ごとの目標値			-	-	85%	前年度同程度	過去実績の最高値(94%)を上回る	
注: 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、急遽、説明会をオンライン開催にしたこと等により、理解度等を図るアンケートを実施できなかった。								

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
			令和2年度	
	3 幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により対面での説明会等が困難となる中でも、感染拡大防止に留意しつつ、オンラインでの説明会等を含め、個人情報保護法の適用を受ける幅広い事業者への現行の法制度の周知のほか、認定団体や事業者団体、消費者団体等の様々な関係者に対して、積極的に令和2年改正法についての説明を行うとともに(計96回、約14,800人参加)、ウェブサイトにおいても積極的に情報発信を行った。</p> <p>その他にも出前授業(計15回)の実施、ハンドブック等の配布、政府広報ラジオでの広報を実施した。出前授業では学校ごとにアンケートを回収し、収集した意見を基にして、スマートフォンやインターネット、SNS等における個人情報の適切な取り扱い方を学ぶことができる動画を新たに制作して政府インターネットテレビで公開した。</p> <p>さらに、Privacy Awareness Weekを令和2年11月30日から12月6日までに設定し、委員会ウェブサイトにてPrivacy Awareness Weekの特設ページを設けたほか、啓発ポスターを作成し、JR駅構内におけるデジタルサイネージ広告の放映や新聞広告の掲載、コンビニのレジ液晶POP等での広告・店内BGMの放送等を行った。</p> <p>中小規模事業者向けに、動画「個人情報の取り扱いに関するヒヤリハット事例」を作成し、政府インターネットテレビで公開した。また、個人情報取扱事業者の社員向け研修などに活用できる動画「個人情報保護法の概要と個人情報の安全な管理」を作成し、政府インターネットテレビで公開した。</p>	適時適切な周知と資料への反映等	イ

(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり	
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>3つの測定指標のうち、測定指標1及び2については、「施策の分析」に記載の理由から、目標値の達成度合いの客観的把握ができないが、測定指標3の「施策の進捗状況(実績)」に記載のとおり、幅広い層に向けた、ウェブサイトの実績の充実やパンフレットや動画の作成、小学校への出前授業、説明会への講師派遣等により、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。</p>	

評価結果	施策の分析	<p>委員会発足以降、広報コンテンツの作成・充実に努め、ウェブサイトへの掲載やそれらを活用した説明会を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面での説明会等が困難となる中でも、感染拡大防止に留意しつつ、オンラインでの説明会等を含め、個人情報保護法の適用を受ける幅広い事業者への現行の法制度の周知のほか、積極的に令和2年改正法についての説明を行うとともに、政令・規則等の検討に資するように、積極的に意見や要望等を伺ったことにより周知活動は進展していると考えている。</p> <p>一方、「測定指標1」のウェブサイトのアクセス件数については、令和元年度まではリダイレクト(ページの自動転送機能)を含んだ件数であった。すなわち、検索エンジンの検索結果から委員会ウェブサイトへアクセスする場合、エラーページから自動転送機能によって正しいページへとアクセスしているが、その際エラーページと正しいページを重複して計上していた。このような重複を排除するために令和2年度からはリダイレクトを含まない件数で測定することとした。よって、令和元年度以前のアクセス件数と比較することはできない。</p> <p>令和2年度において毎月のアクセスデータを集計したところ、法令ガイドラインや改正個人情報保護法のページの閲覧が多く、コンテンツでは子ども向け動画や個人情報保護法のハンドブックのダウンロードが多いことが分かった。</p> <p>また、説明会等については新型コロナウイルスの影響で、急遽説明会をオンライン開催にしたこと等により、「測定指標2」の達成度合いを測るためのアンケートを実施できなかった。しかし、「測定指標3」に記載のとおり、オンラインでの開催を含めて96回、約14,800人が参加した説明会等を実施した。令和2年改正法により、令和2年度は、事業者からの説明会のニーズが高まった。説明会の回数は減少したが、オンラインでの開催により、対面での説明会よりも一度に多くの人を対象とすることが可能となり、説明会に参加した人数は増加した。また、ヒヤリハット事例をまとめた動画や社員向け研修などに活用できる動画の公開により、事業者の意識の涵養を図る機会の増加に努めた。</p> <p>さらに、「Privacy Awareness Week」において様々な施設と媒体で啓発を行うことにより、事業者はもとより、当該施設を利用する各界各層の国民に対して幅広く、個人情報保護の重要性についての認識を高めてもらうよう促した。</p> <p>このほか、子どもを対象に、15校の約2,000人に対して出前授業を実施するとともに、全国の子どもたちがスマートフォンやインターネット、SNS等における個人情報の適切な取扱い方を学べる動画を新たに公開した。</p> <p>以上より、全体として、個人情報保護制度やマイナンバー制度についての認知度向上につながる取組ができたと考える。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>          広報・啓発については、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組む。とりわけ個人情報保護法の令和2年改正法及び令和3年改正法の施行(令和4年度)に向けて、新制度の周知・広報に積極的に取り組む。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、オンラインでの説明会等を含め、法制度や委員会の各種施策について、ソーシャルメディアも活用して、事業者をはじめ、国民に幅広く適切に周知するよう取り組む。説明会においては、理解度を図るアンケートを実施する。また、今後もウェブサイトのアクセス件数の集計・分析を続け、アクセスの高いページはコンテンツの充実を図り、アクセスの低いページはアクセスが増えるようにページへのクリック数や掲載コンテンツを検討する。</p> <p><b>【測定指標】</b>          測定指標については、令和3年度のウェブサイトのアクセス件数の目標値について、引き続きウェブサイトの充実を図ることにより「前年比10%増」(374,693件)に見直す。また、アクセスという表現では、ページ閲覧数や訪問者数、訪問数等のウェブサイトへの様々なアクセスを含むことから、より正確に表現するため、令和3年度からは測定指標1を「ウェブサイトの充実(アクセス件数)」から「ウェブサイトのページビュー」に改める。更に、ウェブサイトを訪れるユーザー数の向上を目指し、「ウェブサイトの訪問者数」を新たな指標として加える。令和3年度の説明会の理解度等の目標値については、引き続き高い水準での理解度等の達成を目指して、「過去実績の最高値」(94%)に見直す。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和2年9月11日に開催された「令和2年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において、4つのご指摘をいただいた。ご指摘内容と対応状況は以下のとおり。</p> <p>①委員会からのプッシュ型のアプローチの検討についてご意見をいただき、令和3年より個人情報保護委員会の公式SNSを開設・運用開始できるよう、準備を進めた。</p> <p>②広報の内容について、保護や監視・監督が強調されている印象があるが、利活用の促進など、何のために必要なのかについても伝える必要があること、データの利活用は社会やビジネスにとって重要なものとなっており、また、若年層へのアプローチも必要とご意見をいただいた。令和3年より開始する公式SNSでは、若年層に向けても積極的に情報発信をしていく。また、データの利活用や若年層向けなど、多くの方からのニーズに応えられるように広報コンテンツの充実努めていきたい。</p> <p>③動画について工夫してはどうか。今は長いものは見てもらえないので、短編の作成や、動画を集めたページの開設なども考えられるのではないかとのご意見をいただいた。出前授業でも使用している「子ども向け動画」を昨今のSNSトラブルの事案に基づく内容に変更し、令和3年3月に政府インターネットテレビで公開した。今後は短編動画の作成も検討し、用途に応じて使い分けられるように動画コンテンツの充実を図っていく。動画一覧のページは現在も公開されているので、アクセスが分かりやすいように工夫する。</p> <p>④どのページやコンテンツにアクセスが多いかなどの個別の分析をすべきとのご意見をいただいた。毎月のアクセスデータを集計したところ、法令ガイドラインや改正個人情報保護法のページの閲覧が多く、コンテンツでは子ども向け動画や個人情報保護法のハンドブックを多くダウンロードいただいていることが分かった。今後もアクセス数の集計・分析を続け、多くの人にとって利用しやすいウェブサイトを目指す。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度個人情報保護委員会年次報告(説明会等の開催状況)</li> <li>・ウェブサイトのアクセス件数等に係る資料</li> </ul>

<p>担当部局名</p>	<p>総務課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の標記については次の通り。  
 イ: 達成指標の目標を達成した場合  
 ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合  
 ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会2-③)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等による、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	163.5	159.4	159.9	166.3
		補正予算(b)	0	46.1	-61.3	-
		繰越し等(c)	119.3	-47	46.1	/
		合計(a+b+c)	282.8	158.5	144.7	
執行額(百万円)	167	114.8	99.0			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	1 国際会議等への出席件数	基準値	実績値				目標値	達成※
		令和元年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		40件	20件	30件	40件	47件	-	
		年度ごとの目標値						
	2 在京大使館等との対話件数	基準値	実績値				目標	達成※
		令和元年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和元年度	イ
		2件	8件	4件	2件	1件	-	
		年度ごとの目標値						
	3 海外の機関との対話件数	基準値	実績値				目標	達成※
		令和元年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		34件	68件	61件	34件	12件	-	
		年度ごとの目標値						
4 国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況	施策の進捗状況(実績)				目標		達成※	
	信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組みの構築に向けて、これまで連携を進めてきた米国・EUを中心とした各国・地域の関係機関等と対話を行うとともに、OECDプライバシーガイドラインに関する取組として、個人情報の保護を巡る新たなリスクについての議論を主導した。				令和2年度		イ	
					個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組の推進			



	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ②目標達成</p> <p>(判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、国際会議の出席や各国関係機関等との積極的な対話を通じて、二国間又は多国間の枠組みや国際的な基準に係る議論等に積極的に参画するとともに、国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信をより充実させたことにより、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等が相当程度進捗したため。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【測定指標1～3関係】  ●我が国の個人情報保護法制を巡る最新の動向、新型コロナウイルス感染症対策における当委員会の取組の発信や、個人情報の分野においてDFFTを促進するため、無制限なガバメントアクセス及びデータローカライゼーションといった個人情報保護を取り巻く今日的なリスクにかかる議論のOECDにおける主導等、国際会議の出席や各国関係機関等との積極的な対話を通じて、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等に積極的に参画した。</p> <p>【測定指標4関係】  ●個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けて、以下(1)～(3)の取組を推進した：  (1)委員会事務局と欧州関係機関(欧州委員会司法総局)及び米国関係機関(商務省等)との間で、それぞれ二者間による対話を実施し、日本側から提案した、①個人情報の越境移転に関する既存の2国間枠組みを活用した更なる個人情報の流通の促進、②グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索、及び③グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおける個人情報保護を巡る新たなリスクに係る議論のそれぞれについて、令和2年7月の欧州司法裁判所による米国プライバシー・シールドへの十分性認定を無効とする判決等を踏まえた個別論点や今後の進め方等について具体的な検討を行った。加えて、委員会では、日米欧間での議論に資するべく、日米欧三極間の個人データ流通の実態についての企業調査を実施した。  (2)世界各国の個人情報保護政策の基礎・原則となっているOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて、委員会が行った提案に基づき、個人情報保護を巡る新たなリスクとしてのデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスという2つの論点についての検討・議論が進められた。委員会はOECDのデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP)の累次会合、民間部門が保有する個人データの無制限なガバメントアクセスに関する専門家コンサルテーション等、また、WPDGPの親委員会であるデジタル経済政策委員会(CDEP)の会合に参画し、議論を主導した。令和2年10月には、両論点に係るラウンドテーブル(オンライン開催)をOECD事務局と共催し、各国関係者や専門家の意見を踏まえながら、さらなる議論の深化を行った。  (3)令和2年11月のWPDGP会合及びCDEP会合において、ガバメントアクセスに関する論点については、主な議論の場をWPDGPからCDEPに移し、令和3年早期にも完了予定のOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセス後も、議論を継続させていくことで一致した。信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次の原則の具体化に向けて作業を行っていくことを目的としてCDEP内に設置されたドラフティング・グループには、委員会からも代表を派遣しており、同年2月以降、当該ドラフティング・グループや同ドラフティング・グループに専門家等が参加した拡大ドラフティング・グループの枠組みのもと、同論点に係る累次の会合が開催され、各国の法執行機関や国家安全保障機関も交えての議論が行われた。また、データローカライゼーションに関する論点については、引き続きWPDGPにて議論を深めていくことで一致した。</p> <p>【測定指標5関係】  ●既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化に向けて、以下(4)～(6)の取組を推進した：  (4)平成31年1月23日に発効した日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについては、発効から2年以内に、互いの移転枠組み(日本においては、個人情報保護法第24条に基づく指定、EUにおいては、一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)第45条に基づく十分性認定)についてレビューが行われることとなっており、委員会は当該レビューに関する作業を行った。具体的には、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第11条第1項各号に規定される判断基準を引き続き満たすか否かを、各国データ保護機関等への質問票の送付等を通じて調査し、確認を行うとともに、日EU間の当該レビューが相互認証であることから、十分性認定発効後の我が国の個人情報保護制度の進展等に関する欧州委員会からの照会への対応を行った。  (5)委員会は、個人情報保護法第24条に基づき、EU離脱前の英国を含め、EU各国に対して指定を行っており、英国のEU離脱後も、英国に対する当該指定を継続させていることから、上記日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューと並行して、英国に対する当該指定のレビューに関する作業を行った。令和2年10月12日には、委員会事務局とデジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)との間で、同年12月8日には、委員会事務局とDCMS及び内務省との間で、EU離脱後における英国のデータ保護の取組やデータ保護法制等についてオンライン形式で意見交換を行うなどして、英国が個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第11条第1項各号に規定される判断基準を引き続き満たすか否かを確認を行った。  (6)個人情報保護法の説明会や、シンガポール個人情報保護委員会とともに開催した「APEC・CBPRによるビジネスの強化と信頼の構築」に関するセミナー等の機会を活用して、国内外へ向けたCBPRシステムの周知活動に取り組むとともに、外国との取引を行う我が国事業者の参考とするため、委員会ウェブサイト上に、新型コロナウイルス感染症対策に関する海外における個人データ保護の取扱いに関する情報に加え、引き続きEUのGDPR及び米国・カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)などの諸外国・地域における個人情報の保護に関する情報(外国機関が作成した資料についての日本語仮訳を含む)を提供することで、国内事業者への支援を行った。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、積極的な国際会議への参加や各国の関係機関との対話を通して、個人情報保護をめぐる最新の国際情勢を把握し相互理解を深めるとともに、信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組や内事業者による国際的な活動に資する情報の発信を一層深化させることで、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等を進める。</p> <p><b>【測定指標】</b> 国際会議等出席件数、各国関係機関等との対話件数、国際会議や二国間の枠組みを活用した、二国間又は多国間の枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況及び既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び事業者への支援等の状況を指標として設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。なお、新型コロナウイルス感染拡大を受け、ウェブ会議の形式による対話を行うこととなったことにより、在京大使館等が海外機関との対話に同席することがあり、測定指標2「在京大使館等との対話件数」の把握が困難になるとともに、測定指標としての意義が乏しいため、当該測定指標は削除し、測定指標3「海外の機関等との対話件数」に含めて把握することとする。</p>
----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和2年度個人情報保護委員会年次報告(第2章、Ⅲ 国際協力及びⅣ新型コロナウイルス感染症にかかる対応、付表9～12)</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	-------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の表記については次の通り。

イ: 達成指標の目標を達成した場合

ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会2-④)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組を推進するもの					
達成すべき目標	認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	127.5	109.2	116.8	137.9
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-10.6	-3.5	10.4	
		合計(a+b+c)	116.9	105.7	127.2	
執行額(百万円)	99.1	95.3	103.2			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	1 認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会等の開催件数	基準値	実績値				目標値	達成※
		平成29年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		2件	2件	7件	8件	8件	8件	
		年度ごとの目標値	-	-	8件	8件	-	
	2 匿名加工情報の作成等の公表数	基準値	実績値				目標値	達成※
		平成30年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	令和2年度	イ
		379件	-	379件	509件	632件	600件	
		年度ごとの目標値	-	-	-	600件	-	
	3 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	施策の進捗状況(実績)				目標		達成※
		個人情報等を含むビッグデータの適正な利活用環境の整備に向けて、PPCサポートデスクでの相談対応(42件)や、匿名加工情報の活用事例集の公表等を行った。				令和2年度 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進		イ
	4 認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施	施策の進捗状況(実績)				目標		達成※
		令和2年3月に実施した、認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するための年次の報告徴収の結果を受けて、改善すべき項目のあった認定団体に対応を求めた。また、委員会及び認定団体間の情報共有の場である認定団体連絡会を1回、認定団体対象事業者向け実務研修会を計6回、認定団体制度を通じた民間の自主的取組の推進の重要性について対外発信するシンポジウムを1回開催した。加えて、認定個人情報保護団体向けに、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)に係る講演会を15回実施した。なお、令和2年度は、1団体から認定業務の廃止の届出があったほか、2団体を新たに認定した。令和3年3月31日時点での認定個人情報保護団体は41団体である。				令和2年度 認定個人情報保護団体制度の利用の推進		イ

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
			令和2年度	
5	改正法の円滑な施行に向けた取組	認定個人情報保護団体や業界団体、法曹関係者、研究者などに対する説明会等を実施し、関係者からの意見聴取を行った。こうした機会に得られた知見を基に、政令、規則を策定し、令和3年3月24日に公布した。	政令・委員会規則・ガイドライン等整備及び周知広報	イ
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
			令和2年度	
6	官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討	地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会を開催するとともに、内閣官房主催のタスクフォース及び検討会に参画した。その後、同タスクフォースにおいて決定された「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」の内容を踏まえたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「令和3年改正法」という。)案が閣議決定され、第204回国会(常会)に提出された。	行政機関等と民間部門の法令の一体化、地方公共団体に係る個人情報保護制度に関する検討	イ

	(各行政機関共通区分)		②目標達成
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会・シンポジウムの開催件数については、目標値8件に対して実績8件となり、目標を達成した。また、令和2年3月の報告徴収において、各団体の特徴的な施策をヒアリング・公表することで、認定団体活動の底上げに資するとともに、組織体制や経理的基礎について継続的に確認することで活動状況を把握し、各団体への助言につなげた。【測定指標1及び4関係】</p> <p>さらに、個人情報等の取扱いに関する相談対応や運用明確化に加えて、匿名加工情報の利活用実態等について情報発信を行うこと等により、事業者における個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進した。【測定指標2及び3関係】</p> <p>改正法の円滑な施行に向けた取組については、消費者や事業者等の多様な関係者からの意見聴取を行うなどにより、実態を踏まえた政令、規則の策定を行った。また、説明会等を実施し、改正法の円滑な施行に向けた周知広報が図られた。【測定指標5関係】</p> <p>官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討については、懇談会を通じて地方公共団体との意見交換を実施するとともに、タスクフォース及び検討会に参画し、国の行政機関等と民間事業者に係る規定の集約・一体化及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討した。その後、タスクフォースが令和2年12月に決定した「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」を踏まえて、個人情報保護法の改正を含む令和3年改正法案が、第204回国会(常会)に提出された。これにより、行政機関等と民間部門の法令の一体化及び地方公共団体に係る個人情報保護制度に関する検討を行うという目標は達成された。【測定指標6関係】</p>

評価結果	施策の分析	<p>認定個人情報保護団体等に対し、令和2年度においては、対面での研修会等の実施が難しい中、新たな取組としてオンラインで連絡会・研修会・シンポジウムを開催した。研修会終了後に実施したアンケートでは、全体の84%が「満足」「やや満足」と回答した。民間の自主的取組の活性化に貢献するとともに、行政機関のDX化も推進した。認定個人情報保護団体シンポジウムは、業界団体、事業者、消費者の皆様など多くの方(459名)に視聴いただき、認定団体制度についての理解を深めていただくとともに、新たな事業分野の団体や事業者に向けて認定団体制度への参画を呼びかけるなど、民間の自主的取組の活性化に貢献した。【測定指標1及び4関係】</p> <p>個人情報保護の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発のため、令和元年度に、匿名加工情報の利活用実態及び業界自主ルール策定状況やプライバシーポリシー等に関する実態調査や、匿名加工情報に関する事例集の作成を行い、令和2年度に公表した。また事業者から寄せられた質問等も踏まえ、個人情報保護法の解釈の明確化を図ることが望ましい箇所について、ガイドライン及びQ&amp;Aの改定を行った。これらの取組を通じ、事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を促進した。【測定指標2及び3関係】</p> <p>第201回通常国会に提出された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案は、令和2年6月12日に令和2年改正法として公布された。令和2年改正法の円滑な施行に向けた周知広報活動として、認定個人情報保護団体や業界団体、法曹関係者、研究者などに対する説明会等を実施し、関係者からの意見聴取を行った。こうした機会に得られた知見を基に、政令、規則を策定し、令和3年3月24日に公布した。【測定指標5関係】</p> <p>官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討については、タスクフォース及び検討会において、まず国の行政機関等と民間事業者に係る規定の集約・一体化が先行して検討され、令和2年8月に民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し一体的に規定するとともに、監視監督・事務処理体制を委員会に一元化するととの中間整理が取りまとめられた。その後、懇談会における地方公共団体との意見交換や個人情報保護条例に係る実態調査の結果等を踏まえて、タスクフォース及び検討会において地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討が重ねられ、同年12月に「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」が決定された。これを踏まえて、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定すること等を内容とする令和3年改正法案が、令和3年2月9日に閣議決定され、第204回国会(常会)に提出された。このように、様々な関係者を交えて丁寧な議論を積み重ねることで、行政機関等と民間部門の法令の一体化及び地方公共団体に係る個人情報保護制度についての検討が進み、法案提出に至ったものであり、タスクフォース及び検討会への参画並びに懇談会の開催は目標達成に寄与したものである。【測定指標6関係】</p> <p>これらの取組により、個人情報保護法の理解を促進し、個人情報の保護及び利活用をより一層促進することができたと考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 令和3年改正法の成立を踏まえて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を実施することとする。</p> <p>【測定指標】 認定個人情報保護団体対象事業者向け研修会の満足度、民間の自主的取組の活性化に向けた支援、認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施、令和2年改正法の円滑な施行に向けたガイドライン等の整備及び周知広報のほか、令和3年改正法が成立したことを踏まえ、本法律の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組むこと等を指標として設定することで、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令」 <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekourei.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekourei.pdf</a></li> <li>・「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」 <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekoukisoku.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210324_sekoukisoku.pdf</a></li> <li>・「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」 <a href="https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/">https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/</a></li> <li>・「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/</a></li> <li>・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html">https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html</a></li> </ul>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の標記については次の通り。  
 イ:達成指標の目標を達成した場合  
 ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合  
 ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会2-⑤)

施策名	個人情報に関する広聴・相談				
施策の概要	個人情報保護法第61条各号の規定に基づき、その任務を達成するため、電話による相談窓口を設置・運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う。				
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」として電話相談窓口を設置し、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知等を行い、個人の権利利益を保護する。				
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	42.5	53.2	53.4	55.1
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	10.0	-	-	-
合計(a+b+c)	52.5	53.2	53.4	/	
執行額(百万円)	48.0	23.1	51.4		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	個人情報の保護に関する基本方針				

測定指標	測定指標① 「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の利用満足度	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
		-	-	-	-	96.7%	97%	イ
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	80%	/	
測定指標	測定指標② 「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の苦情あつせん解決率	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
		-	-	-	-	93.7%	94%	イ
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	90%	/	
測定指標	測定指標③ 「個人情報保護法相談ダイヤル」の利用満足度	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
		-	-	-	-	97.7%	98%	イ
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	80%	/	
測定指標	測定指標④ 「個人情報保護法相談ダイヤル」の苦情あつせん解決率	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
		-	-	-	-	89.2%	90%	ロ
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	90%	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成  本施策は、相談業務の質の確保・向上を図るとともに、相談者へ必要な助言、あつせんを適切に行うことにより、個人情報保護法や番号制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、相談者の利用満足度やあつせん解決率を測定指標としている。 測定指標①から③については、実績値が目標値を上回り達成している。 測定指標④については、あつせんの申出を受け付けたものの、申し出た相談者と連絡が取れず不成立となった事案等が複数件あったため、目標値には及ばなかったが、おおむね目標値に近い実績を示している。 測定指標①～④の達成状況を踏まえ、総じて見れば、目標の水準に達したものと判断でき、「目標達成」とした。
	施策の分析	利用満足度から施策の効果を測定する指標①、③については、「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」に寄せられた相談者からの質問・相談に対する説明等について、相談員が相談者に対し「理解したということ」でよろしいでしょうか。」などと確認し、相談員が、相談者の納得感を確認できた件数の相談件数に対する割合を測定指標としている。令和2年度の目標値については、過去の実績値がないため、努力目標として80%としたが、①、③ともに、目標を達成している。これは、蓄積データ等から相談者等のニーズを迅速に把握し、ウェブサイトに掲載されている「ガイドライン」や「Q&A」等を案内しながら、解決が得られるよう丁寧かつ正確な相談の実施がなされたものと考えられる。 苦情あつせんの解決率から施策の効果を測定する指標②、④については、相談者からの苦情あつせんの申出に対し、公平・中立な立場で、相手方事業者等との調整を行い、その結果、相談者の申出どおりに解決した場合、調整の結果納得を得られた場合、助言に基づき相談者自ら解決に至った場合等を「あつせんの成立件数」とし、苦情あつせんの申出全体に対する割合を測定指標としている。令和2年度の目標値については、正確な集計をしていないが過去の実績から90%としたところ、②については目標を達成したが、④については、あつせんの申出を受け付けたものの、申し出た相談者と連絡が取れず不成立となった事案等他律的な要因によるものが複数件あったため、目標値には及ばなかった。 相談窓口の対応に対して相談者の納得を得られたという①～④の測定指標の達成度から、個人情報保護法、番号法等に対する相談者の理解を促進し、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知ができたものと判断でき、当該施策目標は達成したものと考える。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 改正個人情報保護法の全面施行を踏まえて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を継続するとともに、相談者の疑問の解消や苦情の解決を図るための丁寧かつ迅速な取組等継続的に事業運営を進め、法制度の理解をより一層促進し、本測定指標に基づき、効果分析を実施していく。  【測定指標】 測定指標①、②、③の令和2年度の目標達成度は約104～122%程度と目標値を超えたため、令和3年度の目標値は令和2年度の実績値の水準を維持できるよう、①については97%以上、②については94%以上、③については98%以上と設定する。 測定指標④の目標達成度は約99%と目標を達成できなかったものの目標値に近い高い水準であることから、令和3年度の目標値は令和2年度の実績値を参考に90%以上と設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	マイナンバー苦情あつせん相談窓口及び個人情報保護法相談ダイヤルにおける相談記録
---------------------------	-----------------------------------------

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。

イ：達成指標の目標を達成した場合

ロ：目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ：目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合